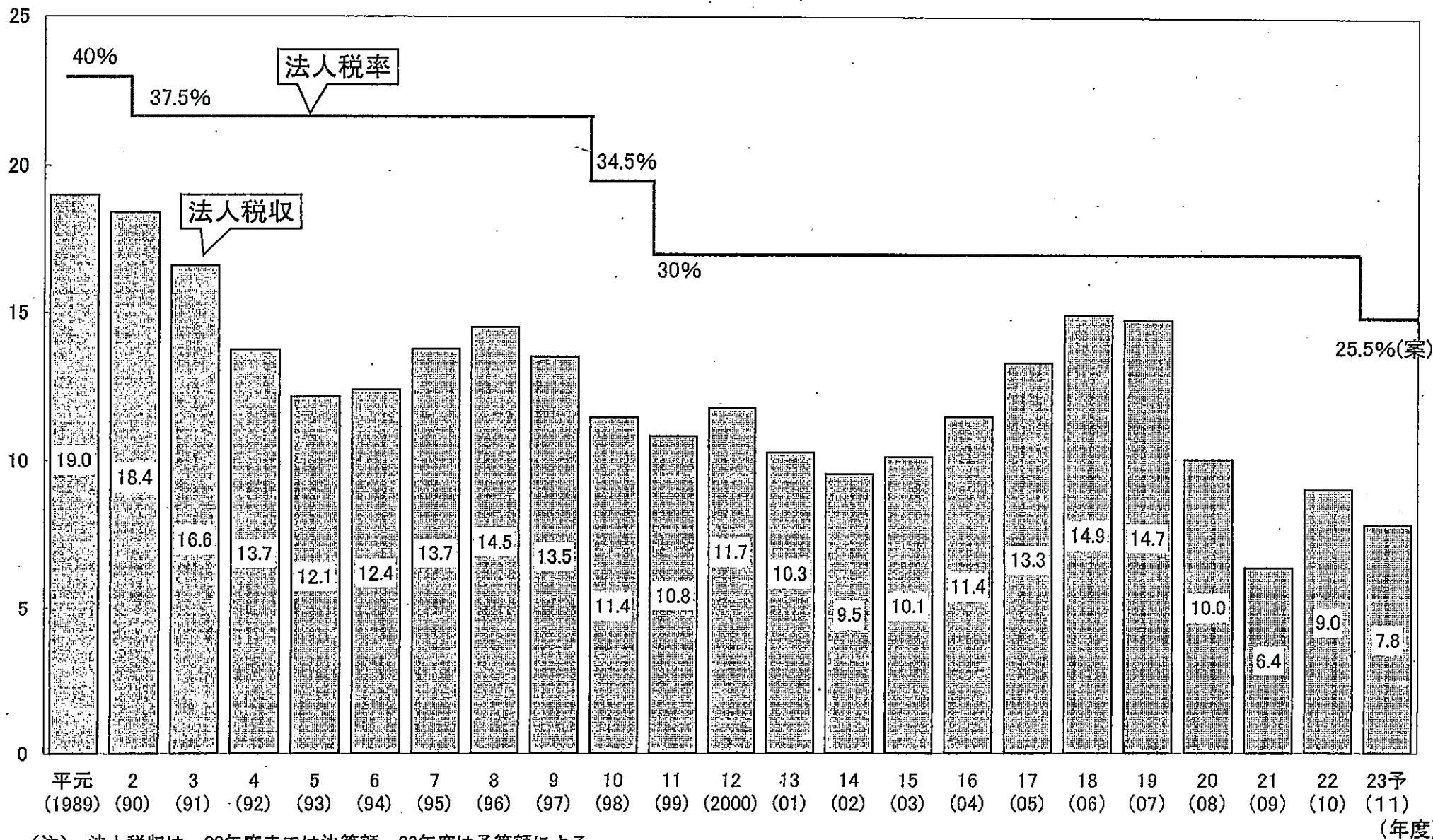


資 料

(法 人 税)

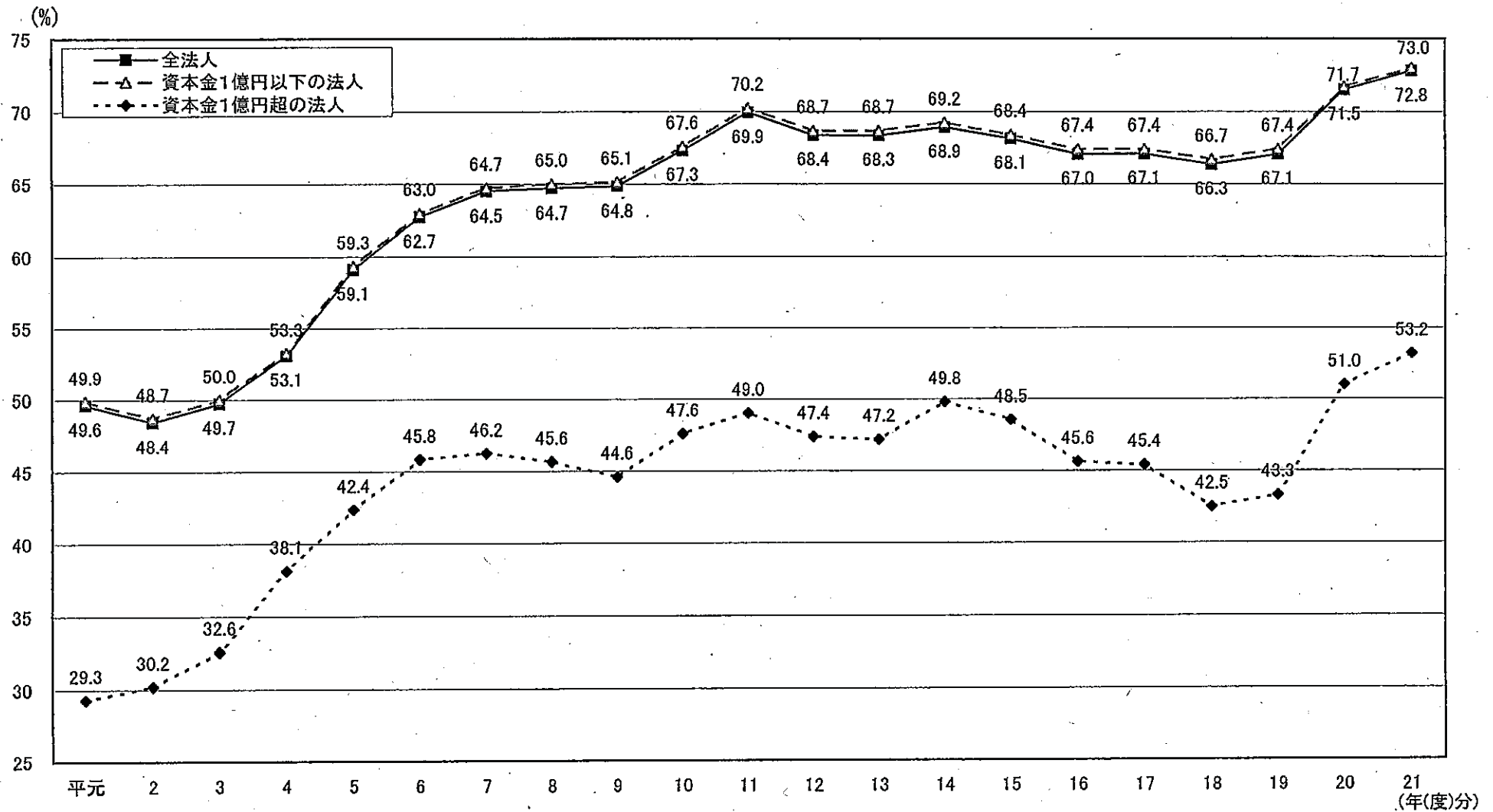
法人税収の推移

(兆円)



(注) 法人税収は、22年度までは決算額、23年度は予算額による。

欠損法人割合の推移



欠損法人数(千社)	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767	1,734	1,742	1,757	1,737	1,722	1,731	1,715	1,735	1,857	1,900
全法人数(千社)	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509	2,527	2,537	2,549	2,550	2,551	2,569	2,581	2,587	2,588	2,597	2,611

- (注) 1. 国税庁「会社標本調査」による。
 2. 昭和61年分～平成17年分は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 3. 平成15年分～平成19年度分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。
 4. 資本金別について、平成19年度以前は「資本金1億円未満法人」及び「1億円以上の法人」の計数である。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日〕
閣 議 決 定

第 1 章 基本的な考え方

2. 平成 23 年度税制改正の基本的な考え方

（中略）

（1）デフレ脱却と雇用のための経済活性化

デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくため、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大する必要があります。このため、新成長戦略の一環として、平成 23 年度税制改正において、課税ベースの拡大等と併せて、法人実効税率を 5%引き下げます。中小法人に対する軽減税率についても 3%引き下げます。デフレ脱却と雇用拡大を最優先して、「ペイアズユーゴー原則」との関係では今回の税制改正による財源の確保は十分ではありませんが、思い切った引下げ措置を講ずることにします。また、雇用促進、環境関連投資、総合特区制度・アジア拠点化等を推進するための政策税制措置等を講じます。さらに、贈与税を見直し、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進します。

平成23年度税制改正案(修正後)による改正事項(法人税関係)

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度(23年度)
1. 法人課税		
(1) 法人税の基本税率の引下げ	▲12,194	▲8,076
(2) 課税ベースの拡大等		
① 減価償却制度の見直し	1,780	1,164
② 欠損金の繰越控除制度の見直し	1,788	1,430
③ 貸倒引当金制度の見直し	550	440
④ 寄附金の損金不算入制度の見直し	69	48
⑤ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の見直し	495	371
⑥ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止	576	455
⑦ 集積産業用資産の特別償却制度の見直し	44	40
⑧ 事業革新設備等の特別償却制度の廃止	418	365
⑨ 特定災害防止準備金制度の見直し	1	0
⑩ 特別修繕準備金制度の見直し	38	30
⑪ 外国税額控除制度の適正化	90	43
小計	5,849	4,386
(3) 中小企業者等の軽減税率の引下げ	▲671	▲148
(4) 中小企業関係租税特別措置の見直し		
① 中小企業等基盤強化税制の廃止	171	58
② 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し	39	27
③ 商工組合等の留保所得の特別控除制度の廃止	9	6
小計	219	91

法人税率の引下げ（案）

	現 行（注2）		改正案（注3）	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
（参考）法人実効税率（国税＋地方税（東京都）） 40.69% ⇒ 35.64%				
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等（単体）及び特定の医療法人（単体）	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等（連結）及び特定の医療法人（連結）	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率（年 10 億円超）	26%		22%	

（注1）中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含む。

（注2）「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用される。

（注3）「改正案」とあるのは平成23年度税制改正法案（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案）による改正案を指す。なお、「改正案」欄のカッコ内は租税特別措置法による特例の税率である。

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 （略）

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三～八 （略）

社会保障・税一体改革成案(抄)
(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(中 略)

(2) 法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

(中 略)

なお、平成22年度・23年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

東日本大震災からの復興の基本方針案（抄）

平成 23 年 7 月 29 日
東日本大震災復興対策本部

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

③「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、歳出の見直しとともに、復興債の発行とその償還等のための時限的な税制措置等により、これを賄う。具体的には、平成 23 年度第 1 次補正予算等及び第 2 次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び税制措置により 13 兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税を始めとして多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成 23 年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

5 復興施策

(3) 地域経済活動の再生

①企業、産業・技術等

(ii) 震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、企業の我が国における立地環境を改善するため、供給網（サプライチェーン）の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対し、国内立地補助を措置する。

また、空洞化対策として、資源の安定供給確保などを引き続き実施する。具体的には、レアアース等の調達制約に起因する、生産拠点の海外移転を防止する観点から、探査、開発、権益の確保及び代替材料開発を促進する。さらに、電力の安定供給確保のため、火力発電用の天然ガス権益の確保を進める。

さらに、平成 23 年度税制改正法案に盛り込まれた、国税と地方税を合わせた法人実効税率の 5%引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する。

これらにより、東アジア等における企業立地競争が激化する中、国としての取組みを強化する。

平成 24 年度税制改正に関する提言（抄）

平成 23 年 7 月 26 日
日本経済団体連合会

II. 復興財源論と平成 23 年度税制改正における残された課題

（略）

経済界としては、オール・ジャパンで復興を支える観点から、法人税につき一定の負担を分かち合うことを否定するものではない。しかし、震災後、わが国では、法人実効税率の引き下げの必要性は益々、高まっている。国内の立地競争力は、重い法人税負担、想定を上回る円高の継続、柔軟性を欠く労働市場、行き過ぎた温暖化対策、経済連携協定の締結の遅れの五重苦により低落傾向をたどっていたが、震災後には、これに全国的な電力供給不足が重なり、いわば六重苦となっている。海外企業による直接投資の呼び込みはおろか、企業の国内における立地の維持すらままならない状況である。当然のことながら、震災を機に、サプライチェーン問題でシェアを奪われるなど、グローバル競争は激しさを増している。

こうした負の流れを少しでも食い止め、国内雇用を維持・増加させるためには、まずは法人実効税率の 5%引き下げを早急に実現すべきである。したがって、第 3 次補正予算の編成とあわせ議論されることとなる平成 23 年度税制改正法案の未決着事項のうち、特に法人税改革については、一体として成立・施行すべきである。

復興財源として法人税についても何らかの負担増を行うのであれば、そのネット減税分を限度として付加税を時限的に課すか、施行を一定期間遅らせる方式とすべきである。現行制度をもとに単純に付加税を課したり、平成 23 年度税制改正法案のうち課税ベースの拡大のみを先行実施したりすることによって、純増税を行うことは絶対に容認できない。

なお、第 3 次補正予算の編成にあわせ、震災復興に係る税制措置の第 2 弾を講じるべきである。例えば、特区制度を通じた所得税、法人税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税等の減免、耐震・防災・電力供給不足対策に係る課税の特例等が考えられる。また、税務行政においても、損金算入要件の緩和等、柔軟な対応が求められる。

（略）

平成 24 年度税制改正に関する意見（抄）

平成 23 年 7 月 21 日
日本商工会議所

1. 震災復旧・復興に向けた税制措置

1. 大規模・大胆な震災復興対策の実行と財源の確保について

(1) 3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復旧・復興を果たすべき

わが国にとって、震災からの復旧・復興は現下の最優先課題である。震災被害の甚大性、自治体や被災住民・事業者の窮状等を踏まえ、3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入により、遅れている復旧・復興を大きく前進させることが必要である。

そのための財源の確保に関しては、徹底的な身を切る行財政改革は当然として、子ども手当をはじめ、あらゆる政策を見直し、「選択と集中」による大幅な予算の組み替えを行うことが不可欠である。

こうした見直しを行った上で、不足する財源に関しては、平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の引き下げ等の平成 23 年度中の棚上げと、わが国経済の動向に十分留意しつつ、償還財源を担保するため、消費税増税を行うことはやむを得ないと考える。

(2) 復興財源として、法人税、所得税の増税は空洞化を加速させるため反対

震災復興財源として、法人税と所得税を増税することは、国際競争力強化に向けた国内事業環境整備を阻害する。また、震災復興には大規模な財源が必要になるが、法人税と所得税を財源とする場合、かなりの長い期間にわたり増税を継続しなければならない。空洞化の加速をはじめ、景気や雇用に及ぼす影響を考慮すれば、法人税と所得税の増税は行うべきでない。

他方、消費税は、十分な復興資金を短期間（例えば、2年間）かつ低率で確保することができ、国民が広く負担を分かち合うとの観点から、他の税目よりも望ましい。また、被災地域の住民への負担軽減措置を講じることは可能であると考えます。

2012～2013 政策・制度要求と提言（抄）

～災害復興・再生に向けた政策～

〔平成23年6月6日
日本労働組合総連合会〕

4. 政府は、税制改革と整合性をはかりつつ、復興に要する財源の確保をはかる。

(1) 「平成23年度税制改正法案」について、一部見直しを行い、早期成立をはかる。

① 法人税の基本税率の引き下げの実施時期を2014年度からとする。あるいは、基本税率を引き下げた上で、3年間程度暫定税率を上乗せする租特を設ける。

② 2012年1月より証券優遇税制を廃止する。

(2) 復興・再生にむけた財源として、資産・所得に着目した時限的な「付加税」の新設を検討する。

※「付加税」のあり方（名称、対象税目、水準、実施時期・期間等）については、被災者・被災地域を国民全体で支えるとの視点を重視して、復興・再生計画の全体像や政府・与野党の検討状況等を考慮して検討する。

(3) 引き続き、社会保障・税の抜本改革の検討を着実に進め、その道筋を示す。